

ふくしの地域づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地区の実状に合った地域福祉活動を推進するため、地域福祉推進組織に対し、財政的支援として補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる地域福祉推進組織は、次の各号に掲げるいずれかに該当する団体とする。

(1) 地区社会福祉協議会設置要綱（平成15年4月1日施行）に基づき設置された地区社会福祉協議会

(2) ふくしの地域づくり推進事業実施要綱（平成22年4月1日施行）に基づき協定した地域福祉推進組織

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、別表に定めるとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、ふくしの地域づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他、会長が必要と認める書類

2 交付申請書提出後において、その内容に変更があった場合は、速やかに文書をもってその旨を会長に届け出なければならない。

(補助金の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査したうえで、補助金交付の適否を決定し、速やかにふくしの地域づくり事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第6条 会長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けたものは、当該事業完了後速やかにふくしの地域づくり事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他、会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 会長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、ふくしの地域づくり事業補助金確定通知書(様式第4号)により通知する。

(補助金の返還)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の一部または全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を目的外に使用したとき
- (3) 補助対象事業を故意に遂行しないとき又はその進行が困難と認められるとき

2 申請者は、会長から交付された補助金の返還を請求されたときは、指定の日までにこれを返還しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業に係る収支等を明らかにした会計帳簿及び証拠書類等を整備し、補助対象事業の完了後5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条）関係

ふくしの地域づくり事業補助金 算定基準表

補助項目	算定方法	対象経費
1. 一般会費還元補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の一般会費額×20%（但し、100円以下切捨て）以内 ・下限額 50,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進組織運営費及び事業費
2. 赤い羽根共同募金定額補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・1組織 50,000円以内 	
3. はんのうふくしの森プラン推進活動費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・交付基準別表1の事業を実施するために必要な活動経費について300,000円を上限に申請することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選択した事業に係る経費
4. 食事サービス活動費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・交付基準別表2に基づき交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配食若しくは会食サービスに係る経費
5. 移動交通サービス活動費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・1組織 150,000円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動交通サービスの運営及び管理に係る経費

交付基準別表 1

はんのう ふくしの森プラン推進活動費補助金交付単価表

事業名		対象活動・説明
1	地区別ふくし懇談会事業	飯能市、市社協と共催で開催するふくし懇談会の開催経費
2	福祉活動協力員育成事業	福祉活動協力員を育成するための講座等開催経費
3	ふれあいいいきいきサロン推進事業	年間 10 回以上開催されているサロンの活動費。計上できる上限は 1 サロン 20,000 円以内とし、6 サロンまで申請できる。
4	地域の茶の間活動推進事業	年間 40 回以上、1 回の開催時間 6 時間以上の『地域の茶の間』の活動費。計上できる上限は 1 ヶ所につき 50,000 円とし、3 ヶ所まで申請できる。
5	見守り活動推進事業	地区民生委員児童委員協議会と参加団体が連携し実施されている見守り活動の経費
6	身近な相談員育成事業	相談員育成のための講座開催経費、連携体制構築のための経費
7	支えあい活動推進事業	有償生活支援活動・エコマネー活動等の取り組みの経費
8	災害時支えあい推進事業	災害時要援護者・協力員リストの作成経費及び住民説明会等開催経費
9	防犯活動推進事業	悪質な訪問販売等に対する見守り活動等の実施経費
10	心のバリアフリー推進事業	障害のある方、外国籍の方、高齢者、乳幼児、妊産婦等との交流事業の経費
11	支えあいマップ作成事業	買い物、医療等生活課題に関する社会資源マップ作成にかかる経費
12	福祉の学び推進事業	疾病・障害理解等のための講座、成年後見制度など福祉サービス理解の講座開催経費
13	その他の事業	その他、地区の実状に合った活動を実施するために必要な活動経費

交付基準別表 2

食事サービス活動費補助金単価表

補助基準	補助金額
199食以下	55,000円
200～299食	70,000円
300～399食	100,000円
400～499食	130,000円
500～699食	180,000円
700～899食	250,000円
900～1,099食	300,000円
1,100～1,299食	350,000円
1,300～1,499食	400,000円
1,500食以上	450,000円

補助金額は、食材費、保険代、検便代、容器代等